

## 小城市優良工事表彰選考基準

### (目的)

第1条 小城市優良工事表彰要綱第3条第2項に基づく選考基準を定め、適正・公正に選考できるようにすることを目的とする。

### (選考基準)

第2条 選考の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 共通事項

ア 選考は、小城市建設工事成績評定要領第2条に基づく評定対象の工事から行う。

イ 前年度中の他の工事における工事成績評定点に70点未満の工事がある者、前年度当初から表彰日までの間に、建設業法等の違反による行政処分又は発注者から指名停止等の措置等を受けたものについては、表彰対象から除く。

ウ J Vの工事は、参加業者は全て受賞できるものとする。

#### (2) 選考対象

前年度に完成した工事で、工事成績評定点が80点以上の工事から選考する。

### 附則

この基準は、令和4年8月17日から施行する。